



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 744 令和3年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (税務課)..... 1
- 745 令和3年度クリーニング師試験の実施 (食品・生活衛生課)..... 3
- 746 特定病院の認定の取消し (障害福祉課)..... 4
- 747 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4
- 748 採石業務管理者試験の実施 (砂防課)..... 4

### ○ 諸報

- 和歌山県市町村職員共済組合の令和2年度決算の要旨 (和歌山県市町村職員共済組合)..... 6

## 告 示

### 和歌山県告示第744号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、令和3年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和3年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

##### (2) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和3年7月27日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 入札公告の日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。
- (8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。
- (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。
- (10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

### 3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、次のイ、ウ、エ（イ）、オ及びカに掲げる申請書類に代えることができる。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

オ 役員等に関する調書

カ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

キ 誓約書

ク 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料

ケ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し

- (2) （1）のア、オ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年7月27日（火）から同年8月13日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年8月6日（金）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

- (1) 令和3年7月27日（火）から同年8月13日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和3年8月13日（金）午後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着させること。

### 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183

ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和3年8月19日（木）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

---

**和歌山県告示第745号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和3年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和3年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験の日時

令和3年11月11日（木）午前10時30分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実技試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

令和3年10月4日（月）から同月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、令和3年10月13日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 その他

- (1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課において配布する。また、和歌山県ホームページの「和歌山県電子申請サービス」から用紙を印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-441-2620）に行うこと。

## 和歌山県告示第746号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院としての認定を、次のとおり取り消した。

令和3年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	取消年月日
ひだか病院	御坊市藪116番地2	令和3.6.24

## 和歌山県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河那賀線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
紀の川市下丹生谷字上谷田483番1地先から同市下丹生谷字南岡644番1地先まで	旧	7.02 ） 29.44	147.84	
同上	新	7.02 ） 25.22	147.84	

## 和歌山県告示第748号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第50回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和3年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 試験の日時及び場所

- (1) 日時

令和3年10月8日（金）午前10時から正午まで

- (2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁2番地1

和歌山県自治会館 304会議室

- 2 試験科目及び出題範囲

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

## 3 受験手続等

## (1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

## ア 配布期間

令和3年8月2日（月）から同年9月10日（金）までの間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

## イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課  
各振興局建設部管理保全課

## (2) 提出書類

## ア 受験願書

## イ 受験票（返信用63円切手を貼り付けること。）

## ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

## (3) 受験手数料

8,100円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

## (4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ、インターネット等による受付は行わない。

## (5) 受付期間

令和3年8月30日（月）から同年9月13日（月）まで。ただし、受付期間中の消印があるものは、受け付ける。

## (6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

## 4 合格者の発表等

## (1) 合格発表日

令和3年11月1日（月）

## (2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により可否を通知する。

## 5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する者は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、令和3年11月1日（月）から同年12月3日（金）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とする。

## 6 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課  
各振興局建設部管理保全課

